

消 防 危 第 2 9 4 号
平成23年12月21日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

火災予防条例（例）の一部改正について

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）が公布され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことに伴い、現行の「〇〇市（町・村）火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日付自消甲予発第73号）の一部を別添のとおり改正することとしました。改正の概要等は下記のとおりです。

貴職におかれては、執務の参考とするとともに、各都道府県知事におかれては貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 経過措置

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されることにより、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなるものの一定の貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について、経過措置を講じることとされたこと（附則第3項から第6項まで関係）。

第2 施行期日

施行期日は、平成24年7月1日とされたこと（改正条例附則関係）。

以上

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例（例）

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。
附則に次の四項を加える。

3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号。第六項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第五項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第三十一条の二第二項第九号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。

一 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成二十四年七月一日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除

した商の和を超えないこと。

4 新規対象のうち、第三十一条の二第一項第十六号ロに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成二十五年十二月三十一日までの間は、適用しない。

5 新規対象のうち、第三十一条の二第二項第一号から第八号まで、第三十一条の三の二（第三号を除く。

）又は第三十一条の四第二項（第一号、第十号及び第十一号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第三項第二号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成二十五年六月三十日までの間は、適用しない。

6 改正政令による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の二分の一以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成二十四年十二月三十一日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出なければならぬ。

附 則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例（例） 新旧対照条文

○ 火災予防条例（例）（昭和三十六年自消甲予発第七十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、昭和 年 月 日から施行する。</p> <p>2 ○○市（町・村）火災予防条例（昭和 年○○市（町・村）条例第 号）は、廃止する。</p> <p>3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号。第六項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により、新たに指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下この項から第五項までにおいて「新規対象」という。）のうち、第三十一条の二第二項第九号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該新規対象が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。</p> <p>一 当該新規対象の危険物を取り扱う配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。</p> <p>二 当該新規対象に係る危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成二十四年七月一日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。</p>	<p>1 及び 2 附 則（略）</p> <p>3 ～ 6 （新設）</p>

4 新規対象のうち、第三十一条の二第一項第十六号に定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成二十五年十月三十一日までの間は、適用しない。

5 新規対象のうち、第三十一条の二第二項第一号から第八号まで、第三十一条の三の二（第三号を除く。）又は第三十一条の四第二項（第一号、第十号及び第十一号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象が第三項第二号に掲げる基準に適合している場合限り、平成二十五年六月三十日までの間は、適用しない。

6 改正政令による危険物の規制に関する政令第一条第一項の規定の改正により新たに指定数量の五分の一以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の二分の一以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成二十四年十二月三十一日までにその旨を消防長（消防署長）に届け出なければならぬ。